

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

平成27年 2月16日
制定

改正	平成27年 4月 1日	平成27年10月16日	平成28年 4月 1日
	平成28年 8月 1日	平成29年 3月31日	平成29年 7月13日
	平成30年 1月19日	平成30年 4月 1日	平成30年10月 1日
	平成31年 4月 1日	令和元年 8月 1日	令和元年11月18日
	令和 2年 4月 1日	令和 2年10月23日	令和 3年 4月 1日
	令和 4年 3月 2日		

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、別表の5事業者に規定する者が県の策定した都道府県計画に基づく同表の1補助対象事業に規定する事業を行う場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。ただし、医師派遣推進事業、認定看護師・特定行為研修支援事業及び北部及び離島地域の歯科衛生士確保実証事業に要する経費に対する補助金の交付については、別に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費及び補助金の交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助額の算出方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第1欄に定める事業区分ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書（様式1）（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、その提出期限を変更することができる。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費配分の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合

には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具については、厚生労働省告示「補助金等により取得し又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式2)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

(11) 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更の承認)

第6条 前条第2号から第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更承認申請書(様式3)に別に定める書類を添えて、又は事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式4)に中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度2月末日を最終期限とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の事前着手)

第8条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 前記ただし書きに該当する場合は、交付決定前着手届(様式5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業遂行状況報告書(様式6)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日又は補助事業を行う会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式7)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払又は前金払)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払又は前金払の申請をしようとするときは、補助金概算払(前金払)申請書(様式8)を知事に提出しなければならない。

(書類等の提出)

第12条 補助事業者は、この要綱の規定により知事に提出する書類は、事業所管課へ提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。ただし、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成26年4月1日から開始する既存事業については、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。ただし、がん医療提供体制充実強化事業については、予算成立の日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。ただし、周産期医療機能・分化連携推進事業については、平成29年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、院内保育所運営費補助事業、歯科医療従事者技術向上事業については、平成30年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に完了した認定看護師・特定行為研修支援事業については、なお、従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。ただし、へき地等訪問看護提供体制強化・育成事業については、平成31年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式における押印の廃止については、令和3年2月19日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。ただし、沖縄県外科系医師育成事業、医師定着のための臨床研究プロフェッショナル育成事業及び歯科衛生士養成所設備整備事業については、令和3年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 事業者
院内助産所・助産師 外来整備事業	1 カ所あたり 3,811千円 (ただし1品目の価格 が10千円を超えるも の)	民間病院等の院内助産 所・助産師外来の設備整 備として必要な医療機器 等の備品購入費	3分の2	産科又は産婦人 科の診療科を有 する病院・診療 所等
医師確保対策補助事 業 1. 産科医等育成・ 確保支援事業	(1) 産科医等確保支 援事業 1分娩あたり 10,000円 (2) 産科医等育成支 援事業 研修医1人1月当 たり 50,000円	(1) 分娩を取り扱う産 科・産婦人科医及び 助産師に対して、処 遇改善を目的として 分娩取扱件数に応じ て支給される手当 (分娩手当等) (2) 臨床研修終了後、指 導医の下、研修カリ キュラムに基づき産 科・産婦人科の研修 を受けている者に対 して、処遇改善を目 的として支給される 手当(研修医手当)	3分の1	次の2つの要件 を満たす医療機 関 (1) 沖縄県内の 分娩を取り扱う 病院・診療所・助 産所 (2) 1分娩あた り、一般的に入 院から退院まで の分娩費用とし て徴収する額が 55万円未満の分 娩施設 次の2つの要件 を満たす医療機 関 (1) 医師法第16 条の第2第1項に 規定する臨床研 修終了後、産婦 人科専門医の取 得を目的とし て、指導医の下、 研修カリキュラ ムに基づき研修 を受けている者 (以下「産科専攻 医」という。)を 受け入れている 医療機関(社団 法人日本産婦人 科学会が指定す る卒後研修指導 施設等) (2) 就業規則、ま たは雇用契約等 において、産科

<p>2. 新生児医療担当 医確保支援事業</p>	<p>新生児1人あたり 10,000円 (NICU入院初日のみ)</p>	<p>NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当)</p>		<p>専攻医の処遇改善を目的とした手当(研修医手当等)の支給について明記している医療機関</p> <p>NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児医療担当医手当等)を支給し、かつ、就業規則等に明記している医療機関</p>
<p>勤務医等環境整備事業</p>	<p>(1) 就労環境改善経費 1か所あたり 11,140千円</p>	<p>(1) 就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費^(注)(謝金、人件費、手当)、賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(手数料)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>(注) 代替職員経費は、育児や介護を行う医師の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等とし、代替として勤務した部分に限る。 なお、育児の対象となる児の年齢は、小学校就学児までとする。 宿日直免除に伴う代替医師経費の対象となる1ヶ月あたりの宿日直回数は、宿日直を免除される医師が、宿日直の免除を開始する前の直近1年間の1ヶ月あたりの平均宿日直回数を上限とする。 ただし、平均宿日直回数を示すことができない場合は当該医師が勤務する病院の同一診療科の全医師の直近1年間の1ヶ月</p>	<p>2分の1</p>	<p>県内に所在する病院の開設者</p>

		<p>あたりの宿日直回数を全医師数で除して得た値を上限とする。</p> <p>医療事務補助員経費は、医療事務補助員の業務が育児や介護を行う医師の事務補助に限るものである旨を証明できる書類が提出できない場合については、当該医師が勤務する病院の同一診療科の医師の総数と当該医師数の比を医療事務補助員の雇入れに要する費用に乗じた額を上限とする。</p>		
	(2) 復職研修経費 1か所あたり 11,140千円	(2) 病院が行う復職研修に必要な指導医経費（謝金、人件費、手当）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）		
新人看護職員研修事業	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費 ア 新人看護職員等が1名するとき 440千円 (ただし、新人保健師研修・助産師研修のいずれかを含む場合586千円) イ 新人看護職員等が2名以上するとき 630千円 (ただし、新人保健師研修・助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。)</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 研修責任者経費（謝金、人件費）、報償費、旅費、需要費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p>	2分の1	看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する病院等

<p>(2) 教育担当者経費 新人看護職員等 5名以上の場 合に 5名ごとに 215千円</p>	<p>新人看護職員研修事業の 実施に必要な教育担当者 経費（謝金、人件費、手 当）</p>
<p>(注) 新人看護職員数等の 人数は、当該年度の4 月末日現在に在職し ている新人看護職員、 新人保健師及び新人 助産師であって、それ ぞれの研修に参加す る人数とし、上限を70 名とする。なお、新人 看護職員研修、新人保 健師研修又は新人助 産師研修の複数の研 修を実施する施設に おいて複数の研修に 参加する者は1名と して計上する。</p>	
<p>(3) 医療機関受入研 修事業 ア 1名～4名 を受け入れる場 合1施設あたり 113千円 イ 5名～9名 を受け入れる場 合1施設あたり 226千円 ウ 10名～14名 を受け入れる場 合1施設あたり 566千円 エ 15名～19名 を受け入れる場 合1施設あたり 849千円 オ 20名以上受 け入れる場合 1施設あたり 1,132千円 カ 受け入れる 新人看護職員 数が20名を超 える場合1名</p>	<p>医療機関受入研修事業の 実施に必要な教育担当者 経費（謝金、人件費、手 当） 、需要費（消耗品費、印刷 製本費、会議費、図書購 入費）、役務費（通信運搬 費、雑役務費）、使用料及 び賃借料、備品購入費</p>

	<p>増すごとに 45千円</p> <p>(注)</p> <p>1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。</p> <p>2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p>			
看護師等養成所運営補助事業	<p>次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>1 看護師（3年課程）養成所（全日制）</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に調整率(※)を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1カ所当たり 16,178,000円</p> <p>イ 総定員が120名を越える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1カ所あたり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人あたり15,500円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習</p>	<p>看護師等養成所の運営費に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費</p> <p>(1) 専任教員給与費</p> <p>(2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>(3) 部外講師謝金</p> <p>(4) 委託料(上記教員経費のうち(1)～(3)に該当するものとする)</p> <p>2 事務職員経費</p> <p>(1) 専任事務職員給与費</p> <p>(2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする)</p> <p>3 生徒経費</p> <p>(1) 事業用教材費</p> <p>(2) 臨床実習経費(消耗器財に要する経費)</p> <p>(3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)～(2)に該当するもの)</p> <p>4 実習施設謝金</p> <p>(1) 報償費(実習施設謝金)</p> <p>(2) 委託料(上記報償費とする)</p> <p>5 新任看護教員研修事業実施経費</p>	<p>定額</p>	<p>県内看護師等養成所</p>

	<p>会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>※ 調整率 定員181人以上の養成所については調整率 0.92 定員161人以上180人以下の養成所については調整率0.94 定員121人以上160人以下の養成所については調整率1.00 定員81人以上120人以下の養成所については調整率1.02 定員80人以下の養成所については調整率1.04 (注) 1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の総定員とする。 2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。 3 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p>	<p>部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費</p> <p>6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費</p>		
<p>小児救急医療支援事業</p>	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制) (1) 休日A、休日B及び夜間</p>	<p>小児救急医療支援事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)</p>	<p>3分の2 ※事業者が市町村、又は県、市町村以外の者で、市町村が行う補助事</p>	<p>地方公共団体(地方自治法に定める広域連合を含む。)、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、</p>

1地区あたり
26,310円×診療日
数

(2) 休日C
1地区あたり
13,150円×診療日
数

(3) 夜間加算(労働
基準法第37条第1
項及び第4項に定
める割増賃金(時
間外(125/100以
上)及び深夜(12
5/100以上、150/1
00以上又は160/1
00以上)を手当て
している場合に
限る。)
1地区あたり
19,782円×診療日
数

(4) 小児救急電話相
談実施加算(都道
府県が委託等
により小児救急電
話相談(#8000)を
実施している場
合に限る。)
1地区あたり
14,838円×診療日
数

(オンコール体制)

(5) 医師が病院に待
機する態勢では
なく、専門的な処
置が必要な場合
に小児科医師が
速やかに駆け付
け対応する体制
(オンコール体制)
を執っている場
合
1地区あたり
13,570円×診療日
数

業に対し
て補助す
る場合に
は、第3条
認める者

全国厚生農業協
同組合連合会及
び知事が適当と
認める者

(1)により
選定した
額と、市町
村が補助
する額を
さらに比
較し、少な
い額に補
助率であ
る3分の2
を乗じ得
た額を、第
3条(2)に
定める交
付算定基
礎額とす
る。

3分の1
※事業者
が県の場
合は、第3
条(1)によ
り選定し
た額に、補
助率であ
る3分の1
を乗じ得
た額を、第
3条(2)に
定める交
付算定基
礎額とす
る。

	(注) 地区及び診療日数については、小児救急医療体制整備事業実施要綱に定めるところによるものとする。			
看護師等養成所教育環境整備事業	1 か所当たり 2,500千円 (ただし備品については1品目の価格が50千円を超えるもので県が認めるもの)	看護師養成所の教育環境整備に必要な備品購入等に要する経費	10分の8	県内看護師等養成所
薬剤師確保対策事業	県の策定した都道府県計画に基づく総事業費の範囲内	薬剤師確保のための就職斡旋等に要する経費	2分の1	一般社団法人沖縄県薬剤師会
院内保育所運営費補助事業	次の(1)又は(2)により算出された額とする。 (1)平成27年度以降新規に院内保育所を開設する病院等 次のアにより算定した基本額より、ウに定める保育料相当額を控除した額にエの調整率を乗じた額(補助期間5年が上限)と、イにより算定した加算額の合計額 ア 基本額 【A型特例】 1人×180,800円×運営月数 【A型】 2人×180,800円×運営月数 【B型】 4人×180,800円×運営月数 【B型特例】 6人×180,800円×運営月数 イ 加算額 【24時間保育を行っている施設】 23,410円×運営日数 【病児等保育を行っている施設】 187,560円×運営月数	病院内保育所の運営に必要な次に掲げる経費 1 給与費(職員給与費、法定福利費等) 2 委託料(上記1に該当する経費)	3分の2	公立及び公的病院を除く県内の病院、診療所

	<p>【緊急一時保育を行っている施設】 20,720円×運営日数</p> <p>【児童保育を行っている施設】 10,670円×運営日数</p> <p>【休日保育を行っている施設】 11,630円×運営日数</p> <p>ウ 保育料収入相当額は、24,000円×保育月数に4月1日時点での保育児童数を乗じた金額とする。 ただし、保育児童数の上限は次のとおり。 【A型特例】1人 【A型】4人 【B型】10人 【B型特例】18人</p> <p>エ 調整率 開設後経過年数 1年目から3年目 …調整率1 4年目…調整率2/3 5年目…調整率1/3 年度途中で開設した場合は、翌年度を1年目と算定する。</p> <p>(2)平成26年度以前に院内保育所を開設している病院等</p> <p>上記イにより算定した加算額の合計による。</p>			
県内就業准看護師の進学支援事業	1人あたり300千円	在学中の面接授業や単位認定試験などで県外に行くための旅費	2分の1	県内で就業している准看護師
病床機能分化・連携基盤強化事業	(1) 施設整備 ア 増改築 1床あたり4,770千円 イ 改修	既存の病床を地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟又は緩和ケア病棟へ転換するために要する経費（工事費、	3分の2	県内の病院

	1床あたり3,333千円 (2) 設備整備 1施設あたり10,800千円	工事請負費、医療機器購入費)		
精神科訪問看護の質向上のための研修事業	知事が必要と認めた額	精神科訪問看護基本療養費算定要件に係る研修事業に要する経費 (講師等謝金及び旅費、賃金、役務費(通信運搬費)、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料))	2分の1	公益社団法人沖縄県看護協会
歯科医療従事者技術向上支援事業	知事が必要と認めた額	歯科医療従事者の研修事業に要する経費 (講師等謝金、講師等旅費、役務費(通信運搬費)、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料)	2分の1	一般社団法人沖縄県歯科医師会
指導医育成プロジェクト事業	知事が必要と認めた額	ハワイ大学と連携して行う若手指導医の育成に必要な次に掲げる経費(報償費(謝金)、人件費、緒手当、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金(学会参加費に限る))	2分の1	国立大学法人琉球大学琉球大学病院
医療人育成事業	知事が必要と認めた額	若手医師のシミュレーショントレーニング実施に必要な次に掲げる経費(報償費(謝金)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料)	2分の1	一般社団法人沖縄県医師会
地域医療関連講座設置事業	知事が必要と認めた額	講座の設置・運営に必要な次に掲げる経費 謝金、人件費、諸手当、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1	国立大学法人琉球大学琉球大学病院
地域医療構想機能連携強化事業	知事が必要と認めた額	地域医療連携ネットワークの整備等に必要報酬、	10分の8	一般社団法人沖縄県医師会

		給料、職員手当等、共済費、委託料、役務費（通信運搬費、損害保険料）使用料及び賃借料、備品購入費		
精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業	1事業所あたり4,200円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の五に示される地域援助事業者及びその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者（以下「地域援助事業者」等という。）が、精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行規則第15条の6に基づき開催する医療保護入院退院支援委員会又はその他医療保護入院者の医療保護入院期間中に地域生活に移行するために病院管理者が開催する会議へ出席した際に、当該地域援助事業者等へ病院管理者が支払った報償費	定額	精神科病院
心身障害児(者)歯科診療拡充事業	知事が必要と定めた額	給料手当、福利厚生費、諸謝金、賃金、報償費、旅費交通費、会議費、消耗品費、職員被服費、印刷製本費、光熱水道費、燃料費、修繕費、薬品費、診療材料費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、賃借料、諸会費、医療器材等購入費	下記以外 10分の9 医療器材等 購入費 2分の1	一般社団法人沖縄県歯科医師会
医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業	知事が必要と認めた額	医療的ケア児等の新たな受け入れ又は受け入れ拡大に伴い必要な医療機器等の購入に要する経費	4分の3	県内の病院、診療所及び指定障害者支援施設等
周産期医療体制整備支援事業 1. 周産期医療機能・分化連携推進事業	次の(1)(2)について知事が必要と認めた額 (1)聴覚検査機器購入支援 (2)聴覚検査技師等配置支援	先天性聴覚障害のリスクの高い新生児の受入を行う総合及び地域周産期母子医療センターの機能強化に要する以下の経費 報酬、法定福利費、備品購入費	2分の1	総合周産期母子医療センターの指定、地域周産期母子医療センターの認定を受けた医療機関

2. 未熟児網膜症対応眼科育成事業	知事が必要と認めた額	未熟児網膜症の診察・治療に要する経費 備品購入費	2分の1	地方独立行政法人那覇市立病院
3. 高度新生児医療基盤整備事業	知事が必要と認めた額	沖縄県立中部病院NICU増床に必要な次に掲げる経費 委託料、工事請負費、備品購入費	2分の1	沖縄県病院事業局
特定行為研修機関支援事業	1施設あたり3,500千円	看護師特定行為研修機関における新たな研修区分の開設や受講定員の増に伴い必要となる備品の購入及び老朽化した備品の更新に要する経費 備品購入費	3分の2	指定研修機関
健康サポート薬局のモデル薬局整備事業	知事が必要と認めた額	健康サポート薬局のモデル薬局の構築及び薬剤師に対する研修に要する経費 需用費、備品購入費、使用料、報償費、旅費、人件費	3分の2	一般社団法人沖縄県薬剤師会
離島及びへき地訪問看護提供体制強化・育成事業	(1)本島内事業所 1施設あたり150千円 (2)離島事業所 1施設あたり300千円	訪問看護師等の質の高い専門的な訪問看護に関する研修受講等、訪問看護師の育成支援・定着を図るために必要な経費 報償費、旅費	2分の1	訪問看護事業所等(訪問看護サービスの提供体制が十分でない地域等において、訪問看護師の研修計画等を作成する事業所に限る。)
訪問薬剤管理指導推進事業	知事が必要と認めた額	訪問薬剤管理指導業務に関する研修に要する経費 需用費、使用料、報償費、旅費、人件費	2分の1	一般社団法人沖縄県薬剤師会
救急医療・高齢者施設等連携強化事業	知事が必要と認めた額	県内救急医療及び介護資源の調査に要する経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1	国立大学法人琉球大学琉球大学病院

沖縄県外科系医師育成事業	知事が必要と認めた額	外科医及び研修医の手術技術の向上のための研修に要する経費 需用費、備品購入費、旅費、謝金	2分の1	国立大学法人琉球大学琉球大学病院
助産師出向助成事業	(1) 調整旅費 (航空運賃、宿泊料) 1回 55千円 (2) 出向研修旅費 (航空運賃) 1回 45千円 (3) 出向研修先滞在費 1箇月 100千円	助産師の出向研修を実施する際に、医療機関等が負担する研修助産師に係る以下の経費 (1) 調整旅費 事前訪問、中間報告、結果報告の際に要する航空運賃及び宿泊料。(ただし、出向研修1回につき3回までとする) (2) 出向研修旅費 出向研修先までの往復航空運賃 (3) 出向研修先滞在費 出向研修に伴い生活の本拠地以外に滞在することで生じる経費(賃借料、光熱水費、住居手当、宿泊料(期間中ホテル等に滞在する場合)等)	2分の1	沖縄県助産師出向支援導入事業協議会において協議され、助産師出向研修を実施する産科医療機関等
認定薬剤師育成支援事業	知事が必要と認めた額	認定・専門薬剤師の資格取得に係る支援に要する経費(旅費)	2分の1	一般社団法人沖縄県薬剤師会
医師定着のための臨床研究プロフェッショナル育成事業	知事が必要と認めた額	臨床研究トレーニングのための研修会及びワークショップの開催に要する経費 人件費、謝金、旅費、需費	2分の1	国立大学法人琉球大学琉球大学病院
歯科衛生士養成所設備整備事業	知事が必要と認めた額	歯科衛生士養成のため、歯科衛生士養成所の施設整備の充実を図るための経費 需用費、備品購入費	2分の1	一般社団法人沖縄県歯科医師会

<p>地域医療勤務環境改善体制整備事業</p>	<p>医療機関が病床機能報告により県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床あたり、133千円</p> <p>ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。</p>	<p>医師の労働時間短縮に向けた取組として医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づき実施する総合的な取組に要する経費</p>	<p>資産形成経費 10分の9 その他の経費 10分の10</p>	<p>次のいずれかを満たす医療機関。ただし、診療報酬「地域医療体制確保加算」を取得している場合は対象としない。</p> <p>①救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</p> <p>②救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関</p> <p>ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</p> <p>イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関</p> <p>③地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関</p>
-------------------------	--	--	---	---

			<p>ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合</p> <p>イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 5 事業で重要な医療を提供している場合</p> <p>④その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</p> <p>※①及び②の救急医療にかかる実績は、1 月から 12 月までの 1 年間における実績とする。</p>
--	--	--	--